

ウインドパーク南伊吹風力発電事業

環境影響評価方法書

平成 22 年 9 月

株式会社 シーテック

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の名称、種類、目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の名称	2-1
2.2 対象事業の種類	2-1
2.3 対象事業の目的	2-1
2.4 対象事業の内容	2-2
(1) 事業予定地	2-2
(2) 計画人口	2-2
(3) 事業予定	2-2
(4) 土地利用計画	2-2
(5) 造成計画	2-2
(6) 施設計画	2-2
(7) 道路計画	2-4
(8) 雨水排水計画	2-5
(9) 汚水排水計画	2-5
(10) 燃料等使用計画	2-6
(11) 廃棄物処理計画	2-6
(12) 緑化計画	2-6
(13) 工事計画	2-6
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
3.1 自然的状況	3-1
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3-1
① 気象の状況	3-1
② 大気質の状況	3-3
③ 騒音の状況	3-5
(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-7
① 水象の状況	3-7
② 水質の状況	3-7
③ 水底の底質の状況	3-7
(3) 土壌及び地盤の状況	3-10
① 土壌の状況	3-10
② 地盤の状況	3-10

(4) 地形及び地質の状況	3-11
① 地形の状況	3-11
② 地質の状況	3-11
③ 特筆すべき地形及び地質の状況	3-11
(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-15
① 動物の状況	3-15
② 植物の状況	3-25
③ 生態系の状況	3-37
(6) 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況	3-38
① 景観資源及び眺望点の状況	3-38
② 人と自然との触れ合い活動の場の状況	3-42
3.2 社会的状況	3-44
(1) 人口及び産業の状況	3-44
① 人口の状況	3-44
② 産業の状況	3-46
(2) 土地利用の状況	3-49
① 土地利用の現況	3-49
② 都市計画	3-49
(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況	3-52
① 内水面漁業の状況	3-52
② 上水道の普及状況	3-54
③ 地下水の利用状況	3-54
(4) 交通の状況	3-56
① 公共交通機関の状況	3-56
② 道路交通の状況	3-57
(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が 特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-59
① 学校、病院等の配置の状況	3-59
② 住宅の配置の概況	3-59
(6) 下水道の整備の状況	3-62
(7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-63
① 環境基準	3-64
② 公害防止規制	3-72
③ 自然公園	3-79
④ 自然保全地域	3-81
⑤ 鳥獣保護区	3-81

⑥ 森林地域	3-81
⑦ 農業振興地域	3-81
⑧ 文化財	3-84
⑨ 防災指定区域	3-88
第4章 関係地域の範囲	4-1
第5章 調査等の項目及び方法	5-1
5.1 環境影響要因の把握	5-1
5.2 環境影響評価項目の選定	5-2
5.3 調査、予測及び評価の方法	5-6
(1) 水質	5-6
(2) 騒音	5-7
(3) 振動	5-8
(4) 電波障害	5-9
(5) 動物	5-10
(6) 植物	5-12
(7) 生態系	5-14
(8) 景観	5-15

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図及び5万分1地形図、20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平22部複、第28号)

**第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名
及び主たる事業所の所在地**

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 株式会社シーテック

代表者の氏名 : 取締役社長 野坂 敏幸

主たる事業所の所在地 : 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目 45 番地

**第 2 章 対象事業の名称、種類、目的
及び内容**

第2章 対象事業の名称、種類、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

ウインドパーク南伊吹風力発電事業(仮称)

2.2 対象事業の種類

高層工作物又は高層建築物の建設(岐阜県環境影響評価条例 第1種対象事業)

2.3 対象事業の目的

当社は地球温暖化防止への取り組みとして風力発電設備の導入を進めており、これまで三重県方面において54,000kWの風力発電設備を設置してまいりました。(建設中のものを含む)

今回、当地で3年間の風況観測調査の結果、風力発電設備の導入に適した場所と判断し、以下に示すような社会的背景および施策に沿いながら、風力発電所の建設を実施したいと考えております。

地球環境保全の一環として地球温暖化防止を図るため、再生可能な自然エネルギーを利用し、新エネルギー利用を促進する。

地球環境問題の中でも地球温暖化防止は緊急を要する課題となっています。このためにはCO₂削減・化石エネルギー依存度の低減が急務です。

本事業の風力発電は自然が生み出す再生可能エネルギーの利用であり、このエネルギーはCO₂を排出しない無尽蔵でクリーンなエネルギーです。京都議定書の批准後、京都議定書の最終目標年度である2012年を目前に控え、国ではさらなる温暖化ガスの削減を目指してチャレンジ25キャンペーンを始めました。本事業はこれらの施策の趣旨にもとづき低炭素社会を目指すものです。さらに、岐阜県の「岐阜県新エネルギー導入計画(指針)」や「岐阜県地球温暖化防止推進計画」の趣旨にも沿ったものであり、岐阜県内で風力発電を導入し、低炭素社会の実現を目指すのは大きな意義のあることです。

本事業において、計画通りの風力発電を実施すると、原油として年間約19,800キロリットル削減され、約37,200トンのCO₂削減に寄与することとなります。

2.4 対象事業の内容

本事業計画は、岐阜県大垣市上石津町及び不破郡関ヶ原町今須地区にまたがる山地に風力発電設備を設置し、発電するものである。発電した電気は電力会社に売電する。想定年間発電量は約 78,500MWh 程度の予想である。

対象事業の内容を以下に示す。なお、これらの内容は現在把握している自然環境、社会環境を基に計画したものであり、設備の規模・土地利用計画等は、今後の環境調査結果及び詳細な調査・設計結果により、適宜見直していく予定である。

(1) 事業予定地

岐阜県大垣市上石津町及び不破郡関ヶ原町今須地区
(事業実施区域の位置は図 2.1 参照)

(2) 計画人口

本施設には従業員は常駐しないが、供用後(風力発電機運転開始後)の保守管理時においては、2~3 人程度の従業員が作業をする予定である。

(3) 事業予定

工事着手年月：平成 25 年 10 月予定

工事完工年月：平成 29 年 2 月予定

(4) 土地利用計画

敷地面積：約 12.5ha

<設備用途別面積(内訳)>

風力発電機(16 基)：約 6.5ha

管理棟：約 0.01ha

変電所：約 0.1ha

管理道路：約 5.89ha

(5) 造成計画

土地改変面積：約 12.5ha

切土量：約 39 万 m³

盛土量：約 39 万 m³

(6) 施設計画

風力発電機：16 基 出力 32,000kW (2,000kW × 16 基)程度

(風力発電機の概要は図 2.2 参照)

変電所：1 箇所

管理棟：1 棟

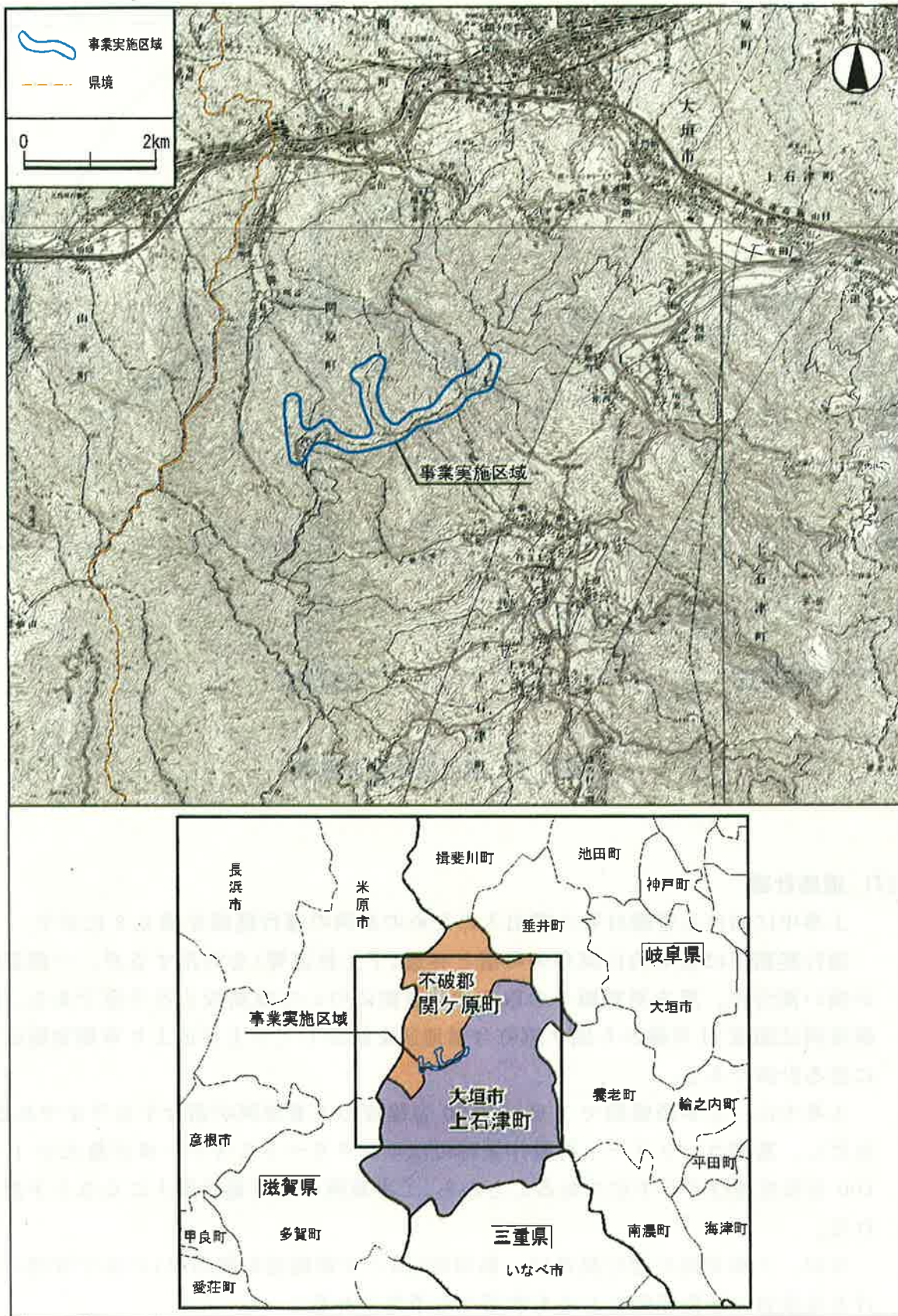


図 2.1 事業実施区域の位置

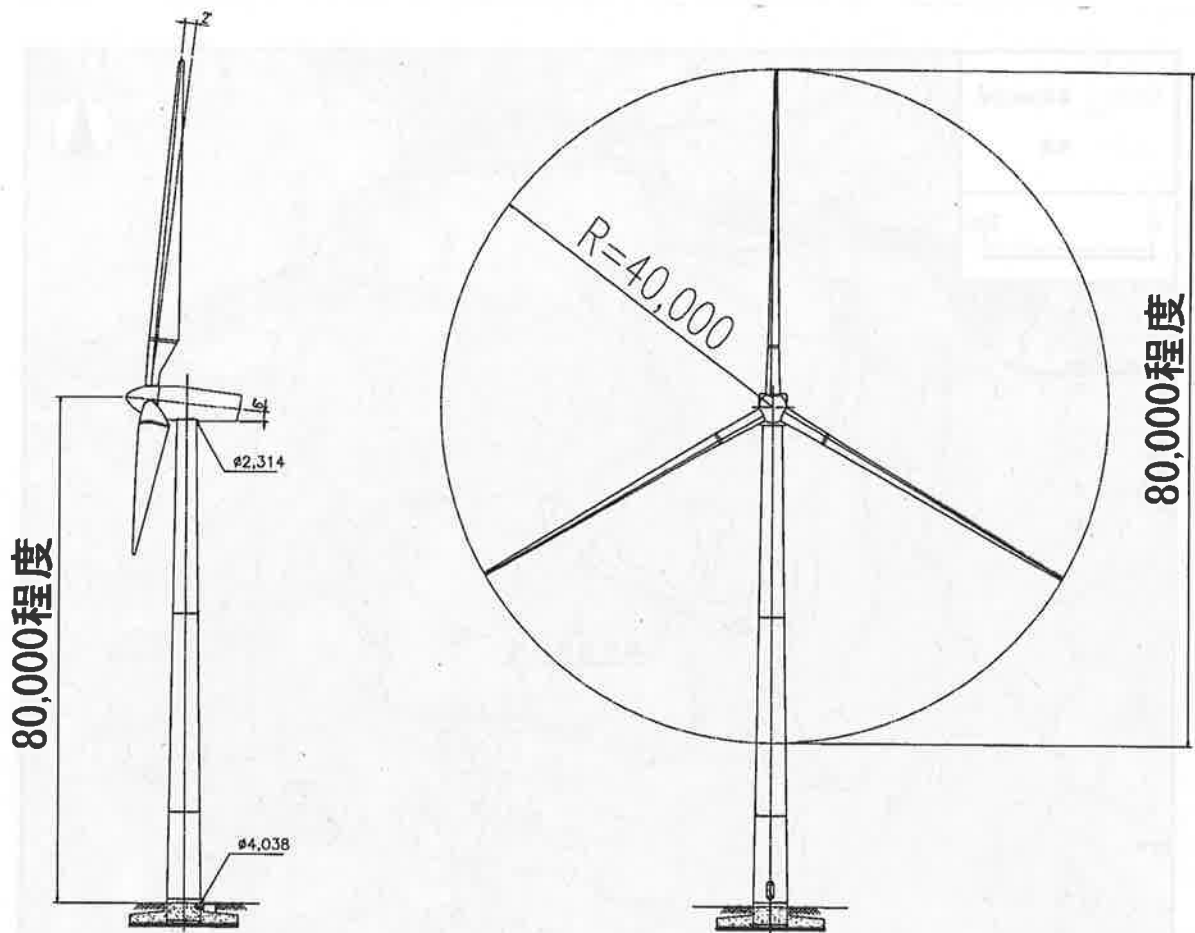


図 2.2 風力発電機の概要

(7) 道路計画

工事中における資機材等の搬出入のための車両の運行経路を図 2.3 に示す。

運行経路には基本的に既存の町道と林道(下土林道等)を利用するが、一部道幅が狭い部分や、風力発電機への取り付け道路については新設する予定である。関係車両は国道 21 号線から関ヶ原町今須地区を經由して下土林道より事業実施区域に至る計画である。

工事中は、工事最盛期で 1 日平均 20 台程度の工事車両が通行する予定である。ただし、基礎コンクリート打設作業時にはコンクリートミキサー車が最大で 1 日 100 台程度通行する予定であることから、工事車両の通行量が最大になると予想される。

なお、工事車両の運行経路は、供用時(風力発電機運転開始後)の保守管理における従業員の通勤経路としても使用する予定である。

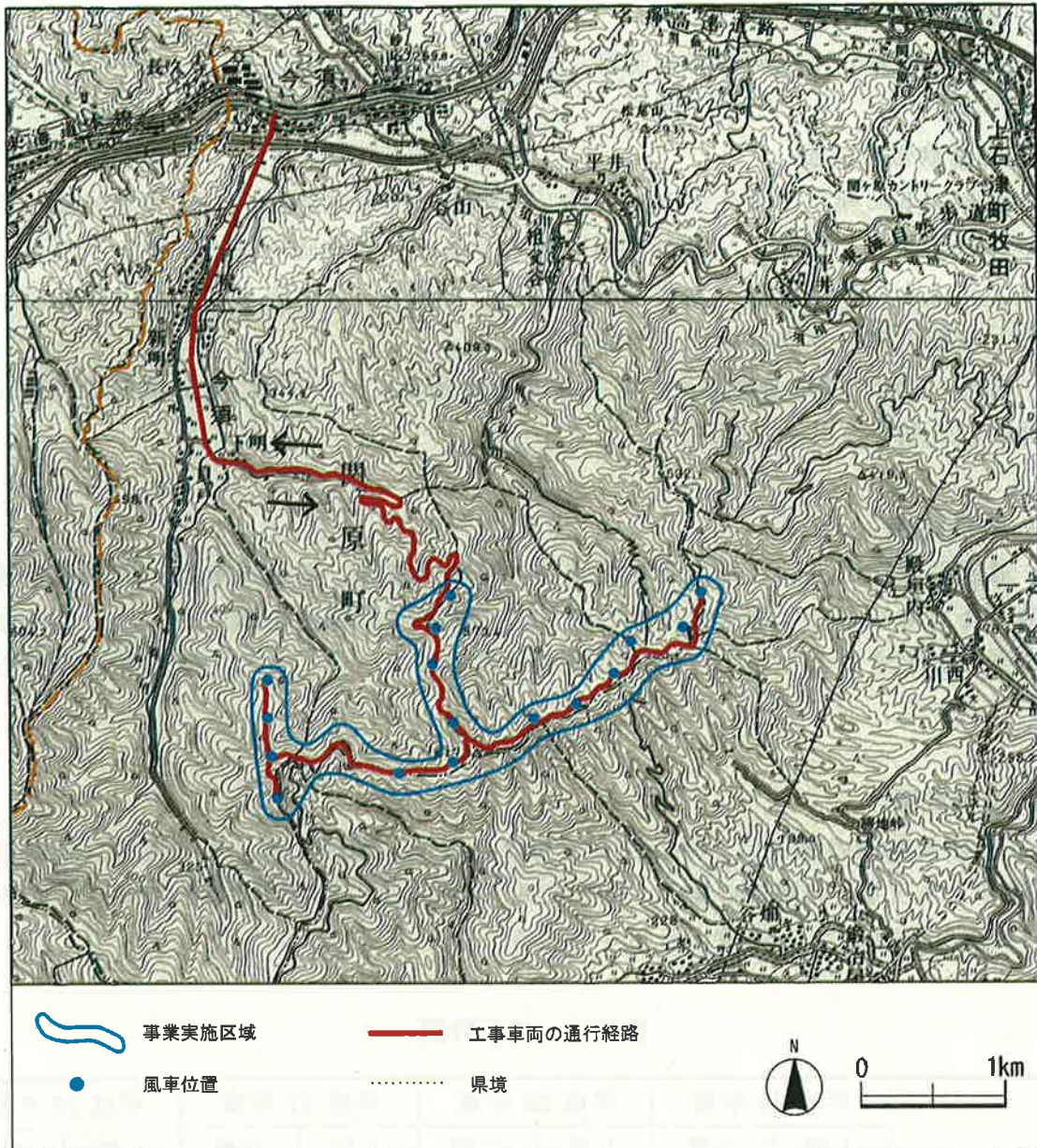


図 2.3 工事車両の運行経路

(8) 雨水排水計画

本事業計画では水を使用することはほとんどないが、降雨に伴って風力発電機敷地等に雨水が流下・滞留することが予想されるため、これらの区域内に沈砂池を設置し、濁水発生防止に努めることとする。

(9) 汚水排水計画

管理棟において発生するトイレ等の汚水排水は、地下タンクに一時貯留し、専門業者によって搬出することとする。

(10) 燃料等使用計画

本施設においては燃料等を使用しない計画である。

(11) 廃棄物処理計画

掘削工事に伴って発生する土砂は、可能な限り敷地造成(盛土)や埋め戻し等への利用を図って調整し、事業実施区域内で処理する計画である。また、工事に伴って発生する伐採木は、大茎木は用材として利用するとともに、その他はチップ化して緑化等に有効活用する予定である。

また、管理棟等の施設において発生する廃棄物については、その都度持ち帰り、適切に処理する計画である。

(12) 緑化計画

造成工事完了後は、風力発電機敷地、変電所敷地、管理棟敷地、管理道路等を除いた土地において種子吹付け、芝付け、植樹等の緑化を速やかに行って緑地を復元・創出するとともに、適正に維持管理することによって、環境保全に努めることとする。

(13) 工事計画

風力発電機の設置にかかる主な工事としては、道路工事、用地造成、基礎工事等の土木工事、発電機の搬入・据付工事、電気工事、管理棟の建設工事等がある。

工程計画は表 2.1 に示すとおりである。

表 2.1 工程計画

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
土木工事 (道路・基礎)		←	→					→
風力発電機 据付工事						←		→
電気工事						←		→
運転開始								←